



県章

滋賀県公報

令和6年(2024年)
7月19日
号外(3)
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 規則

- ※滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則(税政課) 1
- ※滋賀県青少年の健全育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則(子ども家庭支援課) 2

規則

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年7月19日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第47号

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例施行規則(昭和41年滋賀県規則第24号)の一部を次のように改正する。

別記様式第4号中

新設し、 または増設 した特別 償却設備	種類	取得価額	取得年月日	事業の用に供した日
	建物および その付属設備	円	年 月 日	年 月 日
その他の 償却資産	円	年 月 日	年 月 日	

を

新設し、ま たは増設し た第3種特 別償却設備	種類	取得価額	取得年月日	事業の用に供した日
	建物および その付属設備	円	年 月 日	年 月 日
	その他の 償却資産	円	年 月 日	年 月 日
特定業務施設の新設に併せて整備する特定業務児童福祉施設の有無				有・無

に、

「特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度(年)」

を

「特定第3種特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度(年)」

に改め、同様式

注6中「特別償却設備の」を「第3種特別償却設備の」に、「第3種特別償却設備」を「特定第3種特別償却設備」に改め、「合計額」の右に「と同様式(別紙)3欄の特定業務施設に併せて新設し、または増設した特定業務児童福祉施設に関する明細に記載した取得価額との合計額」を加え、同様式注7中「特別償却設備」を「第3種特別償却設備」に改め、同様式注9(2)中「第3種特別償却設備」を「特定第3種特別償却設備」に改め、「製造の」を削る。

別記様式第8号中「第3種特別償却設備に係る」を「特定第3種特別償却設備に係る」に改め、同様式(別紙)中

種類・細目・地目	所在地・地番	数量・地積	取得時期	当該事業年度終了の日における貸借対照表上の価額	摘要
				円	

を

種類・細目・地目	所在地・地番	数量・地積	取得時期	当該事業年度終了の日における貸借対照表上の価額	摘要
				円	

に、

(2) 新設し、または増設した第3種特別償却設備に関する明細			
減価償却資産の種類	当該特別償却設備に係る固定資産の価額	当該特別償却設備に係る軌道の延長キロメートル数	当該特別償却設備に係る従業者の数

を

(2) 新設し、または増設した特定第3種特別償却設備に関する明細			
減価償却資産の種類	当該特定第3種特別償却設備に係る固定資産の価額	当該特定第3種特別償却設備に係る軌道の延長キロメートル数	当該特定第3種特別償却設備に係る従業者の数

に、

合	計		
---	---	--	--

を

合	計		
3 特定業務施設に併せて新設し、または増設した特定業務児童福祉施設に関する明細			
種類	数量	取得時期	取得価額
			円

に

改める。

付 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際にある改正前の別記様式第4号および別記様式第8号による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

滋賀県青少年の健全育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年7月19日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第48号

滋賀県青少年の健全育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県青少年の健全育成に関する条例施行規則(昭和53年滋賀県規則第10号)の一部を次のように改正する。

第5条の3中「第2条第6号」を「第2条第5号」に改める。

付 則

この規則は、滋賀県薬物の濫用の防止に関する条例および滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例(令和6年滋賀県条例第40号)の施行の日から施行する。

